

海老名市都市計画道路の見直しについて

平成25年度に海老名市では市内の都市計画道路のうち、都市計画決定から長期間未着手の路線について、その機能や必要性の見直しを行いました。

1 都市計画道路とは

- 都市計画道路とは、昭和40年代の高度経済成長期に、人口増や車社会の進展という社会経済情勢を背景にし、広域的な交通ネットワークを形成する道路（都市施設）として、都市計画法に基づき、位置、経路、幅員等が都市計画で定められた道路です。
- 整備された都市計画道路は、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通において、基幹的な役割を担い、都市の骨格を形成します。
- 道路として必要な区域をあらかじめ都市計画において明確にしているため、都市計画道路の計画区域に建築物を建築しようとする場合には、一定の建築制限があります。



2 海老名市の都市計画道路

- 海老名市の都市計画道路は、昭和40年3月に7路線が決定されて以降、順次、追加決定と整備を進めてきています。
- 例えば、小田急線・相鉄線海老名駅から大谷方面までをつなぐ海老名駅大谷線や自動車専用道路のさがみ縦貫道路も都市計画道路です。
- 平成25年3月31日現在、自動車専用道路2路線、幹線街路11路線の計13路線、29.98kmが都市計画決定されています。
整備済延長は約18.94km、整備率は63.2%です。



3 見直しの必要性和動向

- 都市計画道路が決定された時期に比べて近年は、全国的に人口減少、少子高齢化が進むとともに、経済の低成長が続く等、都市を取り巻く環境が大きく変化してきました。
- 社会状況の変化に伴い、都市計画道路は、より一層、重点化を図りながら効率的な整備を進めることが必要になりました。
- 当初決定から長期間未着手となっている都市計画道路については、その機能や必要性を見直すことが求められるようになりました。
- 長期間、整備されない路線や区間がある理由は、財政的な問題、地形・地物的な問題や地域との調整の問題等が挙げられます。

4 海老名市でも見直し

- 神奈川県では「都市計画道路見直しのガイドライン」（平成18年3月）を策定しており、地域のまちづくりを主体的に担う市町は、それぞれに都市計画道路の見直しを行いました。
- 海老名市においても長期間未着手となっている都市計画道路について、機能や必要性の検証を行った上で、地域住民の理解を得ながら、適切な見直しを行いました。

5 見直しの基本的な考え方

- おおむね10年から20年後の都市の姿を展望し、「海老名市都市マスタープラン」（平成22年9月／目標時期：平成37年度）を指針として、「海老名市道路交通マスタープラン」（平成19年12月／目標時期：平成32年度）との整合を図りました。
- 上位計画として「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成21年9月）、「かながわ交通計画」（平成19年10月）等があります。
- 神奈川県の「都市計画道路見直しのガイドライン」を踏まえ、それに海老名市の特性を加味した見直しを行いました。



6 見直しの対象路線の選定

- 見直しの対象路線とする都市計画道路は、次の区分を基に選定しました。

区分	内容
幹線街路	都市の主要な骨格を形成する道路で、都市に出入りする交通及び都市内相互の交通を主として受け持つ道路
未着手路線	都市計画決定後20年以上経過している未着手の路線
整備済路線	都市計画道路として整備が完了している路線 ※社会経済状況や目標とする将来の市の姿を実現するために、再整備や事業計画の変更など見直しが必要となる場合は、対象とします。
追加路線	新たに都市計画道路として追加する候補の路線



7 見直しの検証項目

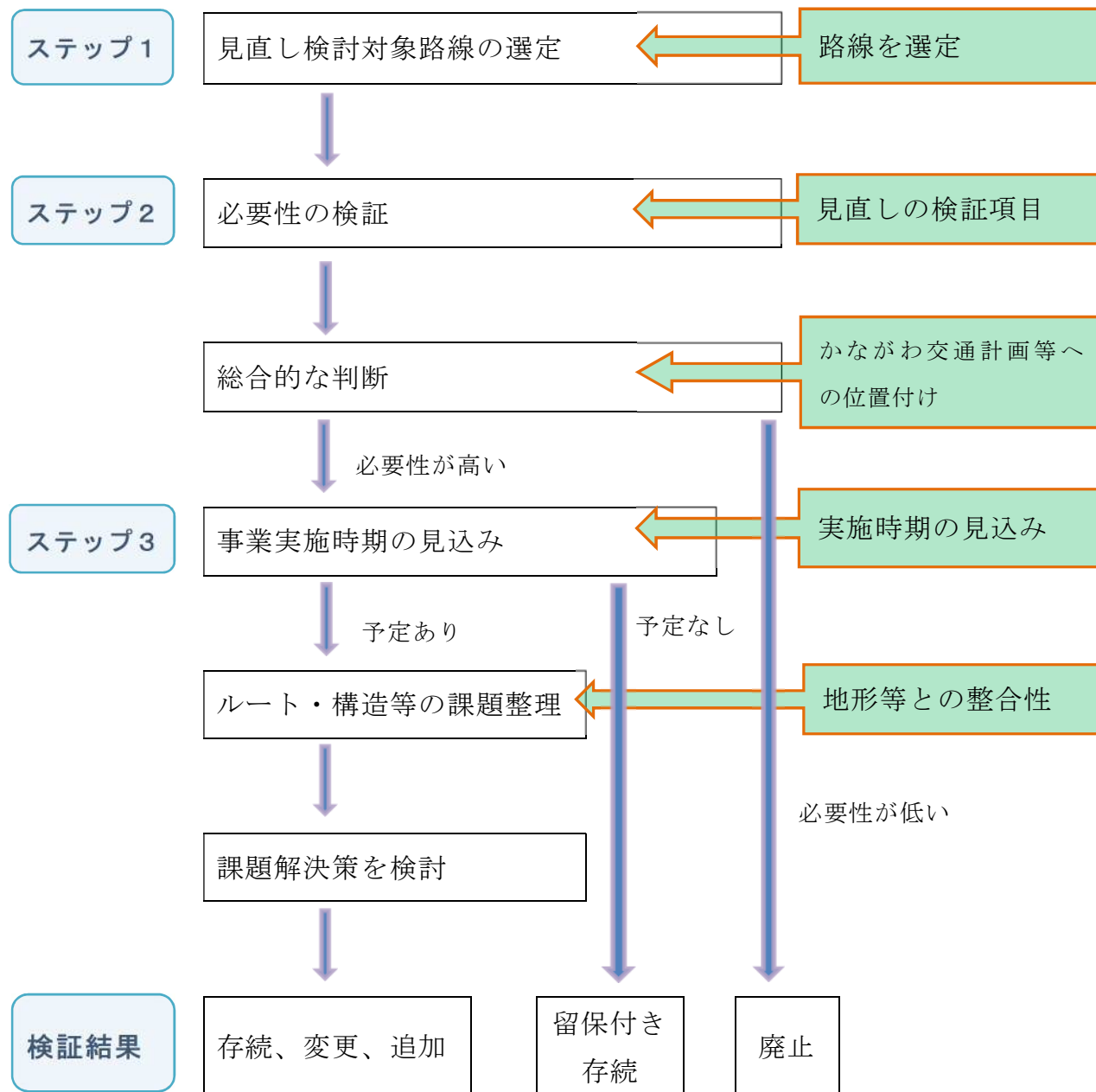


- 見直しの検証項目は、次のとおりです。

検証項目	指標
自動車の交通機能	・幹線街路の役割を明確にし、周辺道路の渋滞緩和に役立つか ・中心市街地や商業・業務地に位置するか ・産業拠点、観光拠点、駅、インターチェンジなどへアクセスしているか
歩行者・自転車の交通機能	・歩行者及び自転車通行量の将来の需要があるか
土地利用との整合	・現在の用途地域の指定状況や今後の土地利用動向と整合が図られているか
まちづくりとの整合	・歴史的、文化的及び自然的資産が計画路線にあるか ・地域コミュニティを分断するか ・都市計画決定時から社会情勢が変化し、路線や区間の必要性に変化が生じているか
市街地形成機能	・海老名市都市マスタープラン等における将来都市像の実現に寄与するか
防災機能	・広域避難地等への緊急輸送路、避難路として機能するか ・延焼遮断帯として機能するか
環境機能	・大気汚染、騒音、振動を防止・軽減する等、周辺環境の改善に寄与するか ・植樹帯の設置等により緑化や緑のネットワークに寄与するか
代替機能	・他の道路で機能の代替が可能か
他事業との整合	・土地区画整理事業等の面整備事業や公園事業等との関連性があるか

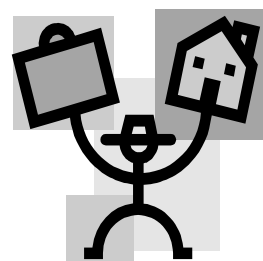
8 見直しのステップ

- 見直しは、次の手順で行いました。



9 パブリックコメントの結果

- 検証結果（案）について実施したパブリックコメントの結果は、次のとおりでした。
 - ◇ 実施期間 平成26年1月6日から平成26年1月21日まで
 - ◇ 提出意見 0件



10 検証結果の区分

- 検証結果は、次の区分となりました。

区分	内容	路線名
留保付き存続	路線の必要性が高いが、事業実施時期の見込みが立たない路線	藤沢相模原線、下今泉門沢橋線、東京沼津線、中新田鍛冶返線、社家岡田線
追加	新たに都市計画道路の候補とする必要がある路線	県道横浜伊勢原
廃止	現在の都市計画道路を廃止する路線	高座開拓東西線

※ 検証を保留とした路線…河原口中新田線

11 今後のスケジュール

時期	内容
平成26年度以降	交通ネットワークの検証、関係機関との調整を行い、必要な都市計画手続きを進めます。 ●高座開拓東西線（検証結果：廃止） 将来交通量の推計、線形等を市で検討・検証し、交通管理者との協議を経て、都市計画の廃止手続きを行います。 ●県道横浜伊勢原（検証結果：追加） 線形、幅員等を県が検討します。 ●河原口中新田線（検証結果：検証保留） 現道の無い住宅地通過区間から県道横浜厚木と県道町田厚木への振替について、将来交通量の推計、線形等を市、県で検討・検証していきます。



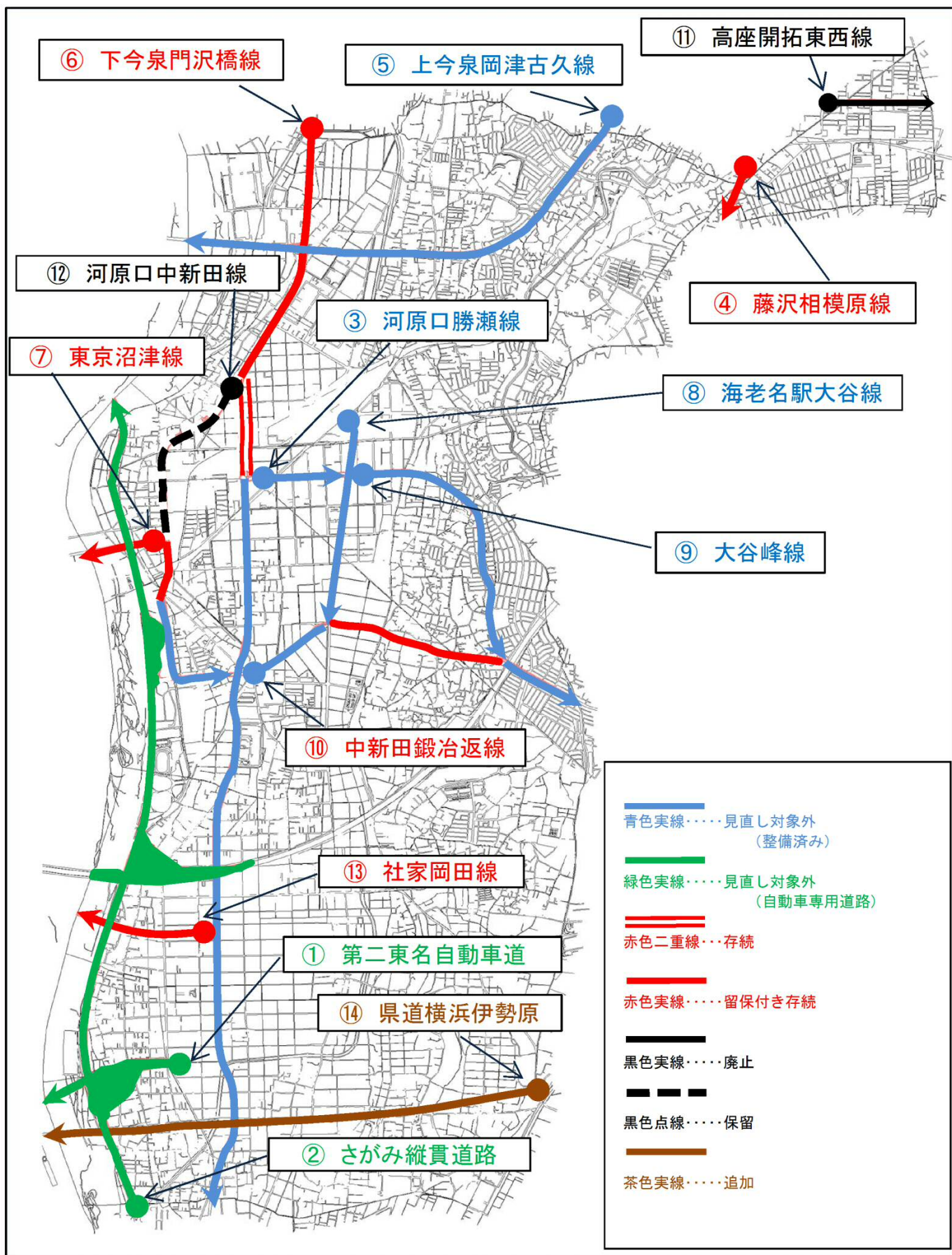
◇ 検証結果

	路線名	延長 (m)	整備済 (m)	未整備 (m)	当初決定	説明	検証 結果
①	第二東名自動車道	1,030	0	1,030	平成8年6月11日	見直し対象外 (自動車専用道路)	
②	さがみ縦貫道路	6,070	3,570	2,500	平成8年6月17日	見直し対象外 (自動車専用道路)	
③	河原口勝瀬線	700	700	0	平成8年11月19日	見直し対象外 (整備済み)	
④	藤沢相模原線	70	0	70	昭和44年4月16日	県央の南北交通連絡機能を持ち 広域性あり。※1	留保付 き存続
⑤	上今泉岡津古久線	3,380	3,380	0	昭和40年3月17日	見直し対象外 (整備済み)	
⑥	下今泉門沢橋線	7,920	5,380	2,540	昭和40年3月17日	県央の南北連絡・産業流通拠 点・海老名駅西口地区へのア クセス機能あり。※1(一部 区間)、※2	留保付 き存続
⑦	東京沼津線	560	0	560	昭和40年3月17日	幹線道路ネットワークの観点 から必要性が高い。※2	留保付 き存続
⑧	海老名駅大谷線	1,490	1,490	0	昭和40年3月17日	見直し対象外 (整備済み)	
⑨	大谷峰線	2,080	2,080	0	昭和40年3月17日	見直し対象外 (整備済み)	
⑩	中新田鍛冶返線	2,320	1,235	1,085	昭和40年3月17日	未整備区間に丘陵等あり。市 内東西の交通連絡機能を持ち 広域性もある。※2	留保付 き存続
⑪	高座開拓東西線	520	0	520	昭和40年3月17日	大和市側に都市計画道路の計 画無し。現道に代替機能あ り。	廃止
⑫	河原口中新田線	2,860	1,100	1,760	昭和48年8月28日	未整備区間の計画線につい て、検証を継続する。※2 (一部区間)	保留 ※3
⑬	社家岡田線	980	0	980	平成6年11月25日	厚木方面へのアクセス機能あ り。広域性あり。※1	留保付 き存続
⑭	県道横浜伊勢原	3,235	厚木市・綾瀬市で整備が進み、県央の東西を連絡する交通ネット ワークの観点から必要性が高い。なお、左記の延長3,235mは現 道の市内延長。※1、※2				追加

※1…かながわのみちづくり計画に位置付けあり

※2…かながわ交通計画に位置付けあり

※3…周辺の交通状況と都市計画線に検証継続が必要な未整備区間があるため、検証は保留とする



海老名市 まちづくり部 都市計画課
046-235-9391 (直通)